令和５年自転車マナーアップ強化月間推進要綱

目的

この強化月間は、広く府民に自転車利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、自転車の安全適正利用を促進し、自転車利用者による交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和５年11月１日（水曜日）から30日（木曜日）までの30日間

強化月間の重点

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用の推進

放置自転車の追放

スローガン

自転車も　車社会の　責任者

自転車に　乗るなら必ず　ヘルメット

ちょっとだけ　みんなが困る　その放置

強化月間の進め方

自転車利用者による交通事故や交通違反が社会問題となり、自転車利用者のマナーアップが望まれている現状をとらえ、強化月間の重点及び推進項目の趣旨が府民各層に定着して、府民一人ひとりが自転車利用に関する交通ルールを守り、交通事故の防止に寄与するよう、効果的に展開する。

ポスター、公共交通機関等による構内放送、ホームページ等を活用した効果的な

広報活動を行う。

市（区）町村を中心として、地域住民と一体的な交通安全運動を展開する。

11月の府内一斉交通安全指導日等

11月８日（水曜日）　ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

11月15日（水曜日） 近畿交通安全デー、交通安全家庭の日

高齢者交通事故ゼロの日

シートベルト着用徹底の日

11月20日（月曜日） めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車のヘルメット着用の推進

放置自転車の追放

大阪府内における自転車の交通事故発生状況については、本年８月末現在、昨年に比べ、交通事故件数、死者数、負傷者数及び重傷者数のいずれも増加しているほか、全交通事故の死者数及び重傷者数のうち、自転車乗用中の交通事故死者数及び重傷者数の構成率は約３６パーセントと最も高くなっている。また、令和４年中の自転車乗用中における交通事故死者及び重傷者のヘルメット着用率は、約４．３パーセントと低調である。以上のことから、「自転車安全利用五則」に定められた交通ルールの遵守を徹底するとともに、全ての自転車利用者に対してヘルメット着用促進に向けた広報啓発を推進する必要がある。

推進機関・団体での推進項目

自転車の交通ルール遵守の徹底

○「自転車安全利用五則」に定められた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進

○信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進

○スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

自転車のヘルメット着用の推進

○全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進

○ヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

放置自転車の追放

○鉄道事業者・地域住民等と連携した駅周辺、繁華街等における放置自転車の追放に関する啓発活動（駐輪場所案内を含む）及び放置自転車撤去活動の強化

広報・実践促進事項

自転車に乗るときは

○ヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○自転車は原則車道の左側端を通行しましょう。

○歩道は歩行者が優先です。自転車の通行が認められている歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しましょう。

○歩道を通行するときは、すぐに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止しましょう。

○信号が青でも必ず左右・後方の安全を確認しましょう。

○一時停止の標識のある交差点では、必ず一時停止し、左右をよく確認しましょう。

○夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。

○飲酒運転はやめましょう。

○傘を差しながら、スマートフォン等を見ながら、操作しながら等の「ながら運転」はやめましょう。

○未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。

○未就学児２人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○自転車は駐輪場等の決められた場所に駐輪しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○フードデリバリー関係事業者は、自転車配達員を対象とした交通ルール遵守についての指導を徹底しましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し、交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

○自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

家庭では

○自転車の正しい乗り方について家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。

○自転車に反射材用品を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

○万一の自転車事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。

○自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。